

第三者適正性チェックの内容 工事概要

■ 総務省第二庁舎(22)建築改修その他工事

工事場所：東京都新宿区 工期：R5. 2. 10～R8. 10. 30

工事概要

事務庁舎(SRC-8-2,延べ約35,000㎡)の耐震(免震)改修及びそれに伴う電気設備、機械設備、エレベーター設備改修工事

上階の改修範囲を最小化

施設を利用しながら改修を行うため、執務への影響が極力低減されるよう「地下1階柱頭免震工法」を採用

耐震改修のイメージ

■維持管理のしやすさと利用者の安全に配慮した細部計画

ゴムシート：
ドライエリア擁壁とゴムシートの隙間から陽圧空気を排気。雨水の吹込み防止としても活用
▽1FL

△免震スリットレベル
△GL

止水シート：
地下1階室内への外気の流入を防止
ドライエリア擁壁

メンテナンススペース：
免震スリット周囲の点検・メンテナンスのためのスペースを計画し維持管理のしやすさに配慮

犬走り

補強梁

各種書庫

耐火目地材

中間梁

差圧ダンパー：
外周部室内側に差圧ダンパーを設けることで室内の陽圧空気を排出しカビの発生を抑制

改修対象建物外観

第三者チェックの該当項目	変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの
工事変更の内容	免震改修に係る既存躯体の補修、補強躯体の変更、石綿含有材、ダイオキシン含有材の撤去処分の追加、仮設計画の見直し及び追加、その他取り合いに係る変更等
工事変更の理由	<p>本工事は耐震(免震)改修を実施するものであるが、工事発注手続きにおいて、建築工事は契約に至ったが、電気、機械、エレベーター設備工事は入札不調となり、所要の耐震安全性を早期に確保する事業目的が達成することができない事態となった。これらの設備工事は、建築工事と密接不可分な関係(一体性)にあり、連携を図りながら同時に施工を行うことが必要不可欠な内容であるため、契約済の建築工事に入札不調となった設備工事を追加し、増額の変更契約を行った。</p> <p>今回の変更は、工事着手後の詳細調査等により、設計時の想定とは異なる状況が判明し、既存躯体の補修、補強躯体の変更、石綿含有材・ダイオキシン含有材の撤去処分の追加、仮設計画の見直し及び追加、その他取り合いに係る変更等を行うものであり、これらの内容は、現在進めている免震改修工事と密接不可分な関係(一体性)にあり、連携を図りながら同時に施工を行うことが必要不可欠な内容であるため、本工事に追加するものである。</p>